

ベンチャー支援対策について

ニーズをふまえた支援制度を

目増吉郎議員
(自民・無所属・公明議員団/旧桑名市選出)

問

県では、平成12年度からベンチャー総合補助金やビジネスプランコンペなどのベンチャー支援施策を展開し、PR効果はありましたが、売上高や雇用の増加といった成果はあったのでしょうか。

今後は、ベンチャー企業が持っている多様なニーズに丁寧に対応し、着実に事業活動を展開していただけるベンチャー企業を育てていくことが重要です。

ベンチャー企業の成長段階に応じた補助金、融資制度などを構築し、支援対象のすそ野を広げていくなど、これまでの施策を根本的に見直すことが必要と考えますが、今後のベンチャー企業育成施策について、どう進めていくのでしょうか。

答

これまで補助金を交付した22社では、売り上げで約6億円、雇いで約60名の増加など、一定の成果が上がっています。

ベンチャー企業のより一層の着実な成長を促すには、企業の成長段階に応じた、きめ細かな支援が必要と考えています。



ベンチャースクールの様子

平成19年度からは、技術評価から販路開拓までの一貫した支援体制の構築、プランをより多くの創業に結びつける補助制度の創設、補助制度と国や県の融資制度を組み合わせた資金供給の円滑化などを進め、多様なニーズに対応しつつ、新事業の創出や成長を促進していきます。

○ その他の質問事項

ほか

可決した議員提出議案

○ 三重県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

可決した知事提出議案

予算

○ 平成19年度 三重県一般会計予算
ほか30件

条例

○ 三重県副知事定数条例案
ほか31件

その他

○ 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について
ほか14件

採択した請願

○ 児童扶養手当の減額率を検討するにあたり配慮を求めることについて
○ 新たな「みえ武道館」建設を求めることについて

可決した意見書

○ 児童扶養手当の減額率を検討するに当たり配慮を求める意見書

三重県政務調査費の交付に関する条例改正の概要

このたび、三重県議会では、議会基本条例の制定を受けて、政務調査費の透明性の向上を図るため、「政務調査費の交付に関する条例」を改正いたしました。(平成19年5月1日施行)

その主な改正点は次のとおりです。

1 用途の透明性の確保

○ 収支報告書に1件1万円以上の領収書などの写しを添付することを義務付けました。

2 調査内容の透明性の確保

○ 収支報告書に「議長が別に定める書類」として、次のものが添付されます。

○ 年度の主な活動の概要を記載した書面

○ 県外かつ宿泊を伴う調査活動の調査報告書

○ 1件1万円以上の印刷費の成果品

3 閲覧制度の整備

○ 情報公開条例による手続きを取らなくても、収支報告書および添付された証拠書類などの写しが閲覧できるようになります。

○ 議会図書室に収支報告書などの写しを置いて、閲覧請求手続きを取らずに閲覧できるいわゆる「縦覧制」にします。

○ 全国47都道府県中、すでに40道府県で閲覧制度が整備されていますが、請求手続きを必要としない閲覧制を整備するのは、本県が初めてです。

今回の条例改正は、議会基本条例の制定を受けて行った改正であり、これはゴール地点ではなく、スタート地点であると考えています。

このため、附則において、2年を目途に見直しを行うことを明記し、今後も、さらに透明性の向上に向けた議論を行い、見直しの検討を行っていく予定です。

